



児童福祉

■ 児童手当の制度

児童手当は、児童を養育しているかたに支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度です。支給を受けたかたは、この制度の趣旨に従って手当を用いなければならないと定められています。

支給対象

大館市に住民登録があり、中学校までの児童(15歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある児童)を養育しているかたに支給されます。

- ・父または母のうち、生計を主に支えているかた
(共働きの場合は、恒常的に所得の高いかた)
- ・父母以外で、中学生までの子どもを養育しているかた

児童手当の額(1人当たりの月額)

区分	手当月額
3歳未満(一律)	15,000円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円
所得制限を超えた受給者(一律)	5,000円

※第○子の数え方は、18歳到達後最初の3月31日まで(高校卒業まで)の児童の中で数えます。施設入所している児童がいる場合は、その児童を除いて数えます。

所得制限(平成24年6月分から適用)

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円
5人	8,120,000円

※児童を養育している父または母等のうち、所得の高いかたが対象となります。世帯の合算した所得ではありません。

手当の支給

原則として、6月・10月・2月の年3回、前月分までを受給者の口座に振り込みます。

届け出の内容

出生や大館市に住所を移したとき

出生や転入などにより新たに受給資格が生じた場合は【認定請

求書】の提出が必要です。児童手当は、原則として認定請求をした月の翌月分から支給されます。

ただし、誕生日や転出予定日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば申請月分から受給できますので、忘れずに手続きしてください。※公務員のかたは勤務先へ申請してください。

必要なもの

- ・請求者名義の通帳
- ・請求者の健康保険被保険者証の写し
- ・請求者の印鑑
- ・児童の住所が市外にある場合は、児童の世帯全員住民票
- ・請求者が1月2日以降に転入した場合は、本人および配偶者の児童手当用所得課税証明書(配偶者のかたが控除対象になっている場合、配偶者の分は不要です)

※所得課税証明書については、申請の時期により、「前年」あるいは「前々年」のものが必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

ご注意ください!

申請が遅れるとさかのぼって受けることはできません。必要な書類がそろっていても、申請するようにしてください。足りない書類は後日提出してください。

引き続き手当を受けるとき

児童手当を受けているかたは、毎年6月に「児童手当現況届」を提出していただきます。この届けは、毎年6月1日現在の受給者の年金加入状況と児童の養育状況等を記載して、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです(6月の支払通知書で詳しくお知らせします)。

ご注意ください!

現況届が提出されないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。

届け出していた内容が変わったとき

【額改定認定請求書】

出生により児童が増えたとき、養育する児童が増えたとき、児童を養育しなくなったとき

【氏名住所変更届】

氏名を変更したとき、児童のみ住所を変更したとき

【別居監護申立書】

受給者と児童の住所が違うとき

【払込金融機関変更届】

振り込みの通帳を変えたいとき(受給者名義の通帳に限ります)

【受給事由消滅届】

離婚あるいは児童の死亡により養育しなくなったとき、受給者が公務員になったとき、受給者を変えるとき(条件があります)

お問い合わせ 福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054





福祉、介護

■ 児童扶養手当

離婚や死亡等によって父親(または母親)がいない家庭や、父親(または母親)が政令で定める程度の障害の状態にある家庭で、児童(18歳到達後年度末をむかえるまで。児童が障害の状態にある場合は満20歳到達日の前日まで)を養育している父または母、あるいは親に代わって養育しているかたに支給されます。

ただし、ひとり親のかたが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合には支給されません。

※支給対象となるかたおよび児童が公的年金を受給する場合、児童扶養手当の受給見込み額より公的年金受給額の合計額が少ないときに、差額が児童扶養手当として支給されます。

手当の額

児童が1人の場合月額42,000円(平成27年4月改定)

児童が2人の場合月額47,000円(平成27年4月改定)

※ただし、所得に応じて一部減額または全額停止になる場合があります。

お問い合わせ 福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

■ 特別児童扶養手当

20歳未満の障害のある児童を養育しているかたに支給されます。

ただし、児童が障害を理由に年金を支給されたり、児童福祉施設に入所している場合は対象になりません。

手当の額

1級(重度)：月額51,100円(平成27年4月改定)

2級(中度)：月額34,030円(平成27年4月改定)

お問い合わせ 福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

■ 災害遺児に給付金が支給されます

交通、労働または自然災害により、父または母を亡くし、または前記の災害により重度の障害者となった父または母を持つ、義務教育終了前の遺児の保護者に支給されます。

受給を希望する場合は、申出書の提出が必要です。

給付金額

見舞金：100,000円

入学祝い金：小・中学校に入学したとき1人につき50,000円

激励金：1人につき30,000円(年1回)

卒業祝い金：義務教育を終了したとき1人につき50,000円

お問い合わせ 福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

■ 家庭児童相談(養育上の問題など)

児童の健全な育成を図るため、子どもの養育上の問題等について、総合的な家庭児童相談を行っています。

心配ごとのあるかたはご相談ください。

お問い合わせ 福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

■ 乳幼児および小学生の医療費の助成

乳幼児および小学生が心身ともに健康で明るい家庭環境で健やかに成長されるように、福祉施策の一環として、医療費の自己負担分の一部を助成しています。

対象となるかた

0歳から小学生まで(小学校修了年度の3月31日まで)の児童

所得制限

所得基準額(父もしくは母の所得額)を超えるときは福祉医療制度の対象となりません。

所得基準額は扶養親族などの数によって変わります。

・「扶養親族等の数」に対する「父もしくは母の所得基準額」

0人…4,600,000円 3人…5,740,000円

1人…4,980,000円 4人…6,120,000円

2人…5,360,000円 5人…6,500,000円

※0～2歳児は所得制限がありません。ただし、この制度は秋田県の補助金を受けて助成していますので、この補助金対象者を把握するため、所得の確認をさせていただきます。

※満3歳以降は所得制限があります。所得制限により受給できない場合でも、入院時のみ福祉医療が受けられます。その際は改めて申請をお願いします。

助成内容

・「1歳から小学校卒業までの児童」

半額自己負担、半額助成

ただし、自己負担額は病院ごとに1カ月1,000円を限度とします。(注)

・「0歳児」もしくは「市区町村民税の所得割非課税世帯の児童」
全額助成

※(注)1カ月1,000円の計算方法

(1)月の初日から末日までを1カ月とします。

(2)同じ医療機関ごとに計算します。

(3)同じ医療機関でも、入院、外来、歯科はそれぞれ別に計算します。

(4)同じ薬局でも処方医療機関ごとに計算します。

(5)入院時の食事代や保険適用外の費用は、自己負担となります。

申請

福祉医療制度は、受給資格があっても、申請しなければ適用となりません。該当するかたは申請してください。

■申請に必要なもの

児童の健康保険証、印鑑

※転入したかたは、転入前の市区町村の所得課税証明書が必要となる場合があります。

医療機関で受診するとき

健康保険証と福祉医療費受給者証を一緒に窓口に掲示してください。医療費の自己負担分の一部もしくは全額を助成します。

県外の医療機関で受診したとき

福祉医療費受給者証が使えません。県外の医療機関で受診した場合は、いったん自己負担分を支払い、後日担当窓口申請してください。医療費の自己負担分の一部もしくは全額を

助成します。

■申請に必要なもの

福祉医療費受給者証、健康保険証、領収書、印鑑、通帳更新について

毎年8月1日で自動更新となります。

申請場所 市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046

比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094

田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ 市民部 保険課 医療給付係 ☎43-7046

■ つどいの広場ひよこ

地域における子育て親子の交流や、子育ての不安感を緩和するなど、子どもの健やかな育ちを促進する場所です。また、子育て家庭の親とその子ども(乳幼児および保護者)が集い、語り合う場所でもあります。気軽に遊びに来てください。登録の必要はありません。

対象者 未就園児と保護者

場所 有浦四丁目6番43号(有浦小学校校横)

日時 月～金曜日 午前9時～午後2時

※小学校休校時等は変更あり

移動広場 学校休業日および長期休業期間は移動つどいの広場を開催しています。

スタッフ 保育士、幼稚園教諭免許を持つスタッフが2名常駐しています。また、子育てサポーターもお手伝いをしています。

お問い合わせ つどいの広場ひよこ ☎49-3370

■ 保育園への入園(入所)

認可保育園(対象者：保育認定(2・3号)のみ)

就労等の理由がある場合、保護者に代わって保育する施設です。

施設名	電話番号	保育時間	受入年齢	定員
城南保育園	42-1806	午前7時～午後7時 ※平成28年4月 から(予定)	6カ月～就学前	175
城南保育園分園	42-0690		6カ月～就学前	50
有浦保育園	42-1149		6カ月～就学前	150
釈迦内保育園	48-2231		6カ月～就学前	75
十二所保育園	52-2172		6カ月～就学前	50
扇田保育園	55-0244		2カ月～就学前	120
東館保育園	56-2358		2カ月～就学前	60
西館保育園	55-2419		2カ月～就学前	90
たしろ保育園	54-0415		6カ月～就学前	200
大館乳児保育園	42-5130		午前7時～午後7時	2カ月～2歳児
大館ホテヤ 保育園	59-6355	2カ月～就学前		45

認定こども園(対象者：教育認定(1号)・保育認定(2・3号))
教育と保育を一体的に行う施設です。

【受け入れ年齢】2カ月～就学前、宮の杜神明こども園と大館カトリック幼稚園・保育園(予定)は6カ月

施設名	電話番号	保育時間	定員
大館ホテヤこども園	43-4224	午前7時～午後7時	227
大館八幡こども園	49-1206		210
南が丘こども園	42-5448		135
向陽こども園	48-2345		75
宮の杜神明こども園	42-1455		110
大館カトリック 幼稚園・保育園(予定)	42-1262	午前7時30分～ 午後6時30分	120
扇田こども園(予定)	55-0082	午前7時～午後7時	98

小規模保育(対象者：保育認定(2・3号)のみ)

家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行います。

【受け入れ年齢】2カ月～2歳児

施設名	電話番号	保育時間	定員
みらいっこ園	49-0859	午前7時30分～ 午後6時30分	15

認可外保育施設

入園を希望する場合は、施設へ直接お問い合わせください。

へき地保育所

保育料月額10,000円(2歳児10,500円) ※減免あり

児童館等

保育料月額7,000円、森のおうち10,000円(2歳児10,500円)

認定保育施設、託児所

料金は施設によって異なりますので、施設へご確認ください。
受け入れ年齢や定員は変更となる場合がありますので、施設へご確認ください。

	施設名	電話番号	受入年齢	保育時間	定員
大館市認定 保育施設	さくらベビーハウス	42-6388	2カ月児～ 3歳児 (3歳児以上 は要相談)	午前7時30分～ 午後6時30分	20
	ふるはうす	49-6345			30
	くれよんはうす	42-0090	2カ月前～ 就学前		30
託児所	ミルミル保育園 東台センター	54-3551	1歳児～ 就学前	午前8時30分～ 午後3時45分	10
	東北ビル管財株式会社 事務所内託児所 クレイドル	48-7888	1歳児～ 就学前	午前7時30分 ～午後6時	5
へき地 保育所	二井田保育所	49-5471	3歳児～ 就学前 (2歳児は 要相談)	午前8時～ 午後6時	70
	真中保育所	49-6953			45
	下川沿保育所	49-6269			70
	沼館保育所	43-0458			35
	花岡保育所	46-1154			60
	矢立保育所	46-1860			35
	長木保育所	48-4808			86
	山館児童館	49-6134			30
児童館等	天下町児童館	48-3308	2歳児～ 就学前	午前8時30分 ～午後4時	40
	松峰児童館	48-4992			30
	成章保育ルーム 森のおうち	47-7220			30

お問い合わせ 福祉部子ども課 子育て支援係 ☎43-7053





福祉、介護

■ すこやか子育て支援事業保育料助成

秋田県と大館市では、社会全体で子育てを支えていくとの考えのもと、保育園、幼稚園および認定こども園等の利用に伴う子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、生活基盤の弱い世帯が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することを目的に、保育料助成制度を実施しています。

内容 市内にお住まいのお子さんが教育・保育施設に入所している場合、その保育料等について、申請した月から助成します。

申請書 「申請に必要な書類」をご覧ください。

対象施設 認可保育園・認定こども園・幼稚園・へき地保育所・小規模保育・児童館・児童センター・大館市認定保育施設・託児所・事業所内託児所です。

助成割合および要件(平成28年1月1日現在)

対象区分	要件		助成割合
	1号認定該当者 ※1	2・3号認定該当者 ※2	
一般世帯	市町村民税 所得割課税額77,100円以下	市町村民税 所得割課税額48,600円未満	1/2助成
	市町村民税 所得割課税額77,101円以上211,200円以下	市町村民税 所得割課税額48,600円以上169,000円未満	1/4助成
ひとり親世帯	市町村民税 所得割課税額211,200円以下	市町村民税 所得割課税額169,000円未満	1/2助成

※1 1号認定該当者とは、幼稚園、認定こども園在園者で1号の支給認定を受けている児童および大館幼稚園に在園している児童が該当します。

※2 2・3号認定該当者とは、認可保育園、認定こども園在園者で2・3号の支給認定を受けている児童およびその他保育施設に在園している児童が該当します。

※要件の市町村民税所得割課税額は、4月から8月までは前年度分、9月から翌年3月までは当該年度分の課税額により判定します。

申請に必要な書類

- 申請書(施設によって様式が異なります)
- 委任状(次の施設のみ)
大館幼稚園、大館市認定保育施設
- 次に該当するかたは、次の書類も提出してください。(これまでに、市へ提出済みで、その後変更のないかたは不要です)
○ひとり親世帯のかた
戸籍謄本(全部事項証明)
○平成27年1月1日現在、住所が大館市に無かったかた
平成27年度所得・課税証明書(収入がないかたは、非課税証明書が必要です)

保育料助成金の支給方法

認可保育園、認定こども園、幼稚園(大館幼稚園除く)、小規模保育およびへき地保育所

保護者へ直接支給するのではなく、毎月の保育料から助成金額を差し引く「減免方式」を採用しています。これにより、保護者が施設に支払う保育料は助成後の金額となります。

大館幼稚園

8月、12月、3月の各月末に施設を通して保護者に支払います。

児童館、森のおうち、大館市認定保育施設

認可保育園等と同じく、「減免方式」により、毎月の保育料から助成金額を差し引きます。

託児所、事業所内託児所等

6月、9月、12月、3月の各月末に、保護者の口座に助成金額を振り込みます。

※保育施設に保育料を支払った際の、「領収証等の写しの提出」が必要です。

※各振込月の15日までに提出があった分について、振り込みます。

※15日を過ぎても提出可能ですが、その場合は、次回の振込月に振り込みます。

お問い合わせ 福祉部子ども課 子育て支援係 ☎43-7053

■ 病児保育事業

保護者が就労している場合等において、市内の小学校または幼稚園・保育園等に通っているお子さんが、自宅での保育および集団保育が困難な病気のとときに利用できます。

利用方法

事前の利用登録、前日の利用予約、受診・医師による連絡票の作成が必要となります。

対象年齢	小学校6年生以下のお子さん	
	《病児保育》	《病後児保育》
病気の程度	病中(当面病状の急変が認められない場合)	病気の回復期(集団保育が困難な場合)
実施施設	マミスマイル(耳鼻咽喉科まきなクリニック内)	大館乳児保育園 病後児保育室
場所	常盤木町17-8	字裏町15
連絡先	☎42-3341(まきなクリニック)	☎42-5130(大館乳児保育園)
利用時間	月~土曜日、午前7時~午後7時	月~土曜日、午前8時~午後6時
休園	日曜日・祝日・年末年始	日曜日・祝日・年末年始
定員	9名	2名
利用料	1日当たりの利用者負担額：1,000円 ※減免制度あり	

お問い合わせ 福祉部子ども課 子育て支援係 ☎43-7053

■ 夜間養護(トワイライトステイ)等事業

保護者が仕事などの理由によって帰宅が夜間にわたる場合や、休日に不在の場合などで、お子さんに対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、お子さんをお預かりします。

対象児童

就学前児童および小学生で、大館市に住所を有するかた

実施施設

白百合ホーム 泉町7番20号 ☎42-1849

保育時間

平日 降園・下校後～午後10時

学校休業日 午前8時30分～午後10時

利用料金

平日・土曜日1,200円 日曜日・祝日1,500円

申し込み

事前説明や申請書および調査票の提出が必要です。

お問い合わせ 白百合ホーム 泉町7番20号 ☎42-1849

■ 一時保育事業(一時預かり事業)

一時的なパートタイム就労や冠婚葬祭、入院・介護など、緊急の用事でお子さんを保育することができないかたや、育児に伴う心理的・身体的負担を解消するため一時的に保育を必要とするかたのために、お子さんをお預かりします。

対象児童

保育園等に入園していない就学前の児童で、大館市に住所を有するかた

実施施設

白百合ホーム 泉町7番20号 ☎42-1849

たしる保育園 岩瀬字上岩瀬上野19 ☎54-0415

大館ホテヤこども園 片山町一丁目3番10号 ☎43-4224

申し込み

保育時間や利用料金、申し込み等についてはお問い合わせください。

母子・父子福祉**■ 母子・父子家庭児童医療費の助成**

母子・父子家庭の児童が病院などで診察を受けたときに、医療費の自己負担分を助成しています。ただし、児童が社会保険の被保険者本人の場合は対象となりません。

対象となるかた

- ・18歳までの母子・父子家庭の児童(満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
 - ・父または母が、視覚・聴覚・肢体に一定以上の障害を有する家庭の18歳までの児童
- ※障害のため労働が不可能であり、常時の介護や監視が必要な障害状態の場合、上記以外の障害であっても対象となる場合があります。

所得制限 なし

申請 福祉医療制度は、受給資格があっても、申請しなければ適用となりません。

■申請に必要なもの

児童の健康保険証、印鑑

※転入したかたは、転入前の市区町村の所得証明書が必要となる場合があります。

医療機関で受診するとき

健康保険証と福祉医療費受給者証を一緒に窓口で提示してください。医療費の自己負担分を助成します。ただし、健康保険が適用にならない治療、薬の容器代、入院時の食事代などは、助成の対象となりません。

県外の医療機関で受診したとき

福祉医療費受給者証が使えません。県外の医療機関で受診した場合は、いったん自己負担分を支払い、後日担当窓口申請してください。医療費の自己負担分を助成します。ただし、健康保険が適用にならない治療、薬の容器代、入院時の食事代などは、助成の対象となりません。

■申請に必要なもの

福祉医療費受給者証、健康保険証、領収書、印鑑、通帳

更新について

毎年8月1日で自動更新となります。児童が満18歳に達する年度の3月31日までの毎年の更新時に所得等の確認をさせていただきます。引き続き対象となるかたには、毎年7月下旬頃に新しい受給者証をお送りします。

申請場所 市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046

比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094

田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ 市民部 保険課 医療給付係 ☎43-7046

■ ひとり親家庭の困りごと相談

ひとり親家庭の経済問題、就職、住宅等生活上の問題についてお困りのかたは、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ 福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

■ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

20歳未満の子どもを扶養している母子家庭、父子家庭およびかつて母子家庭の母として子どもを扶養していたことのあるかたに対して福祉資金の貸付制度がありますのでご利用ください。

種類 修学資金、就学支度資金、修業資金(自動車運転免許取得等)、就職支度資金、技能習得資金等全12種類があります。事前のご相談が必要です。

お問い合わせ 福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

■ ひとり親家庭等住宅整備資金制度

母子家庭および父子家庭並びに寡婦のかたで、自力で住宅整備を行うことが困難なかたのためにひとり親家庭等住宅整備資金制度がありますのでご利用ください。

貸付限度額 150万円

償還期間 据置期間1年経過後9年以内





福祉、介護

貸付利率 変動制、現在は0.5%(ただし、所得税非課税世帯は無利子)

お問い合わせ 福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

母子生活支援施設に入所するときは

母子家庭で、子どもの養育に困っているかたのために母子生活支援施設がありますので、入所を希望するかたはご相談ください。

【社会福祉法人 大館感恩講「白百合ホーム」】

お問い合わせ 福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

ひとり親家庭日常生活支援事業

母子・父子家庭等で、一時的に日常生活を営むのに支障が生じている家庭に家庭生活支援員を派遣し、家事、介護等のお世話をします。

内容

食事の世話、住宅の清掃、身の回りの世話、生活必需品等の買い物、医療機関等の連絡等

申請に必要なもの

所得証明書、児童扶養手当証書の写し

お問い合わせ 福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

社会福祉

福祉の相談

高齢者や障害のあるかた、子ども・ひとり親家庭、生活に困ったかた等の各種相談に応じています。

お問い合わせ・相談窓口

●高齢者に関する相談

福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

●障害のあるかたに関する相談

福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

●子どもやひとり親家庭に関する相談

福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

●生活に困ったかた

福祉部福祉課 福祉相談係 ☎43-7017

●生活保護に関する相談

福祉部福祉課 保護係 ☎43-7051

生活保護

生活保護は、病気やけがのために働けなくなったり、収入が少なくなったことなどにより生活に困っている世帯に対し、国が最低限度の生活を保障しながら自分たちの力で生活できるように援助する制度です。

生活に困ったときには、生活保護法に定める要件を満たす限

り、生活保護を受けることができます。生活保護法に定める要件とは、次に掲げるものを活用してもなお最低限度の生活を維持できない場合のことをいいます。

- ・自分の持っている能力(働くこと)
- ・資産(預貯金、生命保険、不動産など)
- ・扶養義務者(親子、兄弟など)からの援助
- ・他の法律で受けられるもの(年金、手当など)
- ・その他活用できる経済的利益

生活保護が受けられる場合

生活保護は、本人などからの申請に基づいて開始されます。世帯(生計を一緒にしている家族)を単位として行われます。国が定める基準(最低生活費)に対して、世帯の収入などで満たすことができない不足分を補う程度で行われます。

お問い合わせ 福祉部福祉課 保護係 ☎43-7051

■ 非行、いじめ、 学校生活全般(主に電話相談)少年相談センター

少年相談センターは、少年を取り巻く有害環境や少年が抱えているいろいろな問題の解決に積極的に取り組み、相談活動や情報資料の整備を行い、少年の非行防止と健全育成に努めています。お悩みのかたは、お気軽にご相談ください。

対象者 未成年者およびその保護者

相談できる日 月～金曜日 午前9時～午後5時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

相談・お問い合わせ

大館市少年相談センター 字桜町南45番地1(中央公民館内)
☎42-0769 ☎0120-110-624(フリーダイヤル)

■ 大館市社会福祉協議会

皆さんの心のふれあいと助け合いで、誰もが安心して生活できるまちを作るための民間の中核的団体であり、地域福祉の推進を図ることを目的としています。その活動は、ボランティア活動の推進を図るボランティアセンター事業、福祉教育の推進事業、高齢者や障害のあるかたへの援助事業、地域福祉権利擁護事業などを展開し福祉のまちづくりをすすめています。また、介護保健事業として訪問介護、訪問入浴、通所介護や介護の相談に応じる居宅介護支援事業などを実施しています。

お問い合わせ

大館市社会福祉協議会(上川沿公民館内)

池内字大出135番地 ☎42-8101

三ノ丸事務所(総合福祉センター内)

三ノ丸103番地4 ☎49-2588

比内事務所(福祉保健総合センター内)

比内町新館字館下79番地1 ☎55-2850

田代事務所(田代総合福祉センター内)

岩瀬字上岩瀬塚ノ岱16番地 ☎54-3173



高齢者福祉

後期高齢者医療

75歳(一定の障害がある場合は65歳)以上のかたは、この医療制度で医療を受けます。この医療制度は、75歳の誕生日当日から開始されます。(65歳以上75歳未満の一定の障害があるかたは、認定を受けた日から開始されます)

対象となるかた

75歳以上のかた

65歳以上75歳未満で一定の障害があるかた(申請が必要です)

- ・身体障害者手帳(赤色)の1級から3級に該当するかたおよび4級に該当するかたの一部
- ・障害年金の1級および2級に該当するかた
- ・療育手帳(青色)のAに該当するかた
- ・精神障害者保健福祉手帳(緑色)の1級および2級に該当するかた

※**身体障害者手帳4級で次の障害のかたは該当となります**

- ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害
- ・両下肢の全ての指を欠くかた
- ・1下肢を下腿の2分の1以上で欠くかた
- ・1下肢の機能の著しい障害

病院などで診療を受けるとき

病院などの窓口で、「後期高齢者医療被保険者証」を必ず提示してください。

一般のかたは1割負担です。現役並み所得(前年の住民税課税所得が年額145万円以上)のかたは3割負担となります。ただし、次に該当するかたについては、申請し認定を受けると、1割負担となります。

- ・同一世帯に被保険者と70歳以上のかたがいる場合、被保険者と70歳以上のかたの収入の合計額が520万円未満のかた
- ・同一世帯に被保険者が1人のみの場合、被保険者本人の収入額が383万円未満のかた

医療費が高額になったとき

1カ月の医療費の窓口負担額が次の表の限度額を超えた場合、申請により高額療養費として支給されます。一度申請すると、次から自動的に振り込まれます。

所得区分	1カ月の自己負担限度額		
	外来A(個人単位で計算)	外来+入院B(世帯単位で計算)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。 ※過去12カ月に4回以上Bの限度額を超えた分の支給があった場合、4回目以降は、44,400円	
一般	12,000円	44,400円	
低所得者	II	8,000円	24,600円
	I	8,000円	15,000円

入院時の食事代

対象区分		金額
現役並み所得者、一般		1食260円
低所得者II	90日までの入院	1食210円
	過去12カ月の入院日数が90日を超える入院	1食160円
低所得者I		1食100円

療養病床へ入院する時の食費・居住費

対象区分	食費	居住費
現役並み所得者、一般	1食460円※	1日320円
低所得者II	1食210円	1日320円
低所得者I	1食130円	1日320円
	老齢福祉年金受給者	1食100円

※一部の医療機関では420円です。

入院医療の必要性の高い状態が継続するかた、回復期リハビリテーション病棟に入院しているかたは、居住費の負担はなく、一般病棟の入院時食事代と同額の食材料費相当を負担します。

※2 低所得者II
世帯の全員が住民税非課税のかた(低所得者I以外のかた)。

※3 低所得者I
世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となるかた。

世帯の全員が住民税非課税の場合、医療機関を受診される際の窓口負担額や入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます(保険課医療給付係への申請が必要となります)。

医療機関を受診される際は必ず「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院などの窓口で提示してください。

■申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、印鑑、通帳、過去12カ月で90日を超える入院がある場合は、入院したことを証明できる書類(領収書など)

療養費がかかったとき

医師が治療のため必要と認めた補装具(コルセットなど)や、やむを得ない事情(遠隔地の医療機関で保険証を持たずに受診された場合など)のときは、申請して認められると療養費として支給されます。

■申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、印鑑、通帳、診断書(意見書)、補装具購入時の領収書等

移送費がかかったとき

医師の指示により、やむを得ない理由で転院などの移送に費用がかかったとき、申請して認められると移送費として支給されます。

■申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、印鑑、通帳、移送費用の領収書、移送に関する医師の意見書





福祉、介護

交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によってけがをした場合でも、届け出により後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療制度が医療費を一時的に立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

①警察に届ける

交通事故にあったら、警察に届け出してください。

②病院で治療を受ける

病院などの窓口で「交通事故による傷病である」旨を伝え、後期高齢者医療被保険者証を提示して、治療を受けてください。

③保険課医療給付係へ届け出る

「第三者行為による傷病届」を提出してください。

■申請に必要なもの(③届け出のとき)

後期高齢者医療被保険者証、印鑑、交通事故証明書

※示談は市に相談してから

先に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと、後期高齢者医療制度で治療を受けられなくなることがあります。示談の前にご相談ください。

申請場所 市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046

比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094

田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ 市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046

■ はり、きゅう、マッサージ施術費助成

市では、満65歳以上のかたに、はり・きゅう・マッサージを受けるときの費用の一部を施術券で助成しています。

助成の額など

年間(4月から翌年の3月まで)6,000円(1,000円×6枚)

■申請に必要なもの

・健康保険証 ・印鑑

※施術券は1回につき1枚の助成で「大館市はり、きゅう、マッサージ師会会員の施術所」で利用できます。

施術券が利用できる施術所(平成28年1月1日現在)

施術者氏名	施術所名	施術場所(秋田県大館市)	電話番号
小笠原 芳博	桜町鍼灸整骨院	字桜町5-3	☎49-2788
木村 俊雄	大文字針灸堂	字大館84	☎42-5510
斎藤 雅昭	斎藤鍼マッサーシ院	新町2	☎43-2462
永井 栄子	永井治療院	御成町二丁目14-23	☎42-2059
成田 恵美子	成田マッサージ	東台七丁目2-28	☎43-9790
三瓶 榮子	玉穂マッサージ	鉄砲場129-13	☎43-6666
佐藤 信二郎	軽井沢はり灸治療院	軽井沢字五輪谷18-2	☎52-2216
石母田 雄	石母田鍼灸マッサーシ治療院	御成町三丁目3-2	☎44-8556
神成 衛	はりきゅう衛整骨院	御成町四丁目5-21	☎42-2081
大沢 三千寿	出張あんま屋さん千寿	字池内道下91-1	☎43-4603
長崎 富久夫	長崎鍼灸院	馬喰町34	☎42-1322
畠山 昭子	マッサージ・はり・きゅうスマイルハート	柄沢字長橋20-2	☎49-3290

施術者氏名	施術所名	施術場所(秋田県大館市)	電話番号
渡辺 光子	市川治療院	比内町扇田字上扇田28-1	☎55-1513

申請場所 市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046

比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094

田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ 市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046

■ 市立老人福祉センター(四十八滝温泉)

長木川渓谷と秋田杉の美林に囲まれた環境のもと、ゆっくりと心身の疲れを癒し、健康の増進にお役立てください。

●開館時間と利用料金

開館時間 午前6時～午後8時

定休日 毎月第2・4月曜日、12月31日、1月1日

●入浴料

老人および身体障害者150円、一般230円、子ども130円

●休憩料(入浴料を含む)

利用時間	区分	個室	広間
午前9時～午後4時	老人および身体障害者	300円	250円
	一般	500円	400円
	子ども	300円	250円
午後4～8時	老人および身体障害者	400円	300円
	一般	600円	500円
	子ども	400円	300円

※老人は60歳以上のかた、子どもは6歳以上12歳未満

お問い合わせ 市立老人福祉センター(四十八滝温泉)

雪沢字大滝66 ☎50-2031

■ 長寿を祝って

市民の皆さんの長寿を祝って、長寿祝い金を贈呈します。

長寿祝い金 100歳：30万円(在宅で、大館市に引き続き10年以上住んでいるかた)

100歳：3万円(上記以外のかた)

祝い金は、満100歳になられてから贈呈いたします。

お問い合わせ 福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

■ 移送サービス利用券、高齢者バス券の交付

移送サービス利用券

高齢者や障害者(満65歳以上)が、通院したり福祉制度の利用や申請をしたりする際に、一般の交通機関を利用することが困難なかが、福祉タクシー(リフト付車両およびストレッチャー装着ワゴン)を利用する場合、月当たり2枚の移送サービス利用券を交付しています。

ただし、市民税非課税世帯に属する要介護4または要介護5の認定を受けているかた、市民税非課税世帯に属する車イスを常時利用しているかたが対象です。

片道の移送所要時間により、次のとおり給付となります。

- ・30分以内 1,500円
- ・1時間以内 2,000円
- ・1時間を超える 2,500円

高齢者バス券

遠隔地の医療機関へ通院のため定期的にバスを利用し、その運賃が高額となっている65歳以上のかたに、1年度当たり5,000円分のバス回数券を交付しています。

ただし、次のかたは交付の対象となりません。

- (1)医療機関までのバス運賃が片道400円未満のかた(身体障害者手帳の交付を受けている場合は、バス運賃割引制度を適用後の額が片道400円未満)
- (2)寝たきりや認知症のため、一人でバスを利用できないかた
- (3)移送サービス利用券の交付を受けているかた
- (4)重度心身障害者(児)移送費給付を受けているかた
- (5)市民税課税世帯に属するかた

お問い合わせ 福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

■ 老人いこいの家「清和荘」の利用

高齢者の健康増進と安らぎ、教養を深めていただくために、老人いこいの家「清和荘」をご利用ください。ご利用されるかたは、あらかじめ施設に直接申し込んでください。

開館時間…午前9時～午後5時

休館日…毎週日曜日、祝日、12月29日～1月3日

使用料…無料

※開館時間および休館日は変更となる場合があります。

お問い合わせ 老人いこいの家「清和荘」

釈迦内字獅子ヶ森1-1 ☎48-4412

■ 利用できる福祉用具について

緊急通報装置・ふれあい安心電話

●対象地域

- ・大館地域 緊急通報装置
- ・比内および田代地域 ふれあい安心電話

●対象者

次のいずれかに該当するかた

- ・ひとり暮らしの老人のかた
- ・老人のみの世帯で病弱なかた
- ・ひとり暮らしの重度身体障害(1～2級)のかた

●内容

急病や事故等の緊急時に、外部の通報先へ通報する専用通報端末機の貸与

●利用者の負担

装置により異なります。

お問い合わせ

福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

福祉(老人)電話

- 対象者 65歳以上のひとり暮らしで低所得のかた
- 内容 電話加入権の貸与

- 利用者の負担 月々の基本料金および通話料
取り付け・取り外しの際の工事料金

車イスの短期貸し出し

- 対象者 一時的に車イスが必要となるかた
 - 内容 車イスの短期(3カ月以内)貸し出し
 - 利用者の負担 なし(破損させた場合等は自己負担となります)
- お問い合わせ** 福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

■ 高齢者世帯の屋根の雪下ろし費用の一部を助成します

希望するかたは、作業施工前にご相談ください。

●対象者 次の要件を全て満たすかた

- ・75歳以上の高齢者のみで持ち家に住んでいる
- ・市民税非課税世帯である
- ・世帯に身障手帳1～3級を持つまたは要介護4・5に認定されたかたがいる
- ・市税を滞納していない

お問い合わせ 福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

■ 大館市地域包括支援センター

介護保険やその他のサービスを上手に利用し、住みなれた地域で暮らしていただけるように支援する「地域包括支援センター」が市内6カ所でサービスを行っています。

名称	対象地区
大館市地域包括支援センターかつら 住所：字三ノ丸103番地4 総合福祉センター3階 ☎49-2587	大館地区(一中学区)・下川沿地区
大館市地域包括支援センター神山荘 住所：花岡町字神山6番地2 特別養護老人ホーム神山荘内 ☎46-2090	釈迦内地区・花岡地区・矢立地区
大館市地域包括支援センター水交苑 住所：字下綱123番地 ケアハウス樹海の里内 ☎45-2333	大館地区(東中学区)・長木地区
大館市地域包括支援センターおおたき 住所：十二所字大水口4番地5 特別養護老人ホームつくし苑併設 ☎47-7222	上川沿地区・真中地区・二井田地区・十二所地区
大館市地域包括支援センター扇寿苑 住所：比内町新館字館下79番地1 ハートビルとつと内 ☎55-0665	比内地域
大館市地域包括支援センター長慶荘 住所：岩瀬字上岩瀬塚の岱16 田代いきいきふれあいセンター内 ☎54-2901	田代地域

地域包括支援センターの主な事業

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどの専門職が中心となり、地域の高齢者への総合的な支援を行います。

お問い合わせ 福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

■ 介護職の資格取得を支援します

市では、介護職員初任者研修資格を取得したかたおよび従業





福祉、介護

員に介護職員初任者研修などを受講させた介護事業所へ、助成金を支給します。

介護職員初任者研修受講者支援事業(個人のかたが資格取得した場合)

介護職員初任者研修の受講料および教材費の半額(100円未満切り捨て、6万円を限度とする)を市が助成します。高校生は、全額助成となります。

介護職員等研修支援事業(事業所に対する助成)

従業員に、介護職員初任者研修または介護実務者研修を受講させ、その研修に掛かる経費を負担し、市内で1年以上介護事業所を運営している事業所への助成です。従業員1人につき、受講料および教材費の半額とし、6万円を限度とします。

お問い合わせ 福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

■ 介護保険制度を利用するには

介護保険制度は、これまで家族や近親者だけで行ってきた介護を社会全体で支え合い、老後を安心して暮らすことができるようにつくられた制度です。

被保険者

第1号被保険者…65歳以上のかた

サービスを受けられるかた：介護が必要であると認定されたかた(どんな病気やけががもとで介護が必要になったかは問われません)

第2号被保険者…40歳から64歳のかた(医療保険に加入しているかた)

サービスを受けられるかた：加齢に伴う病気(特定疾病：16種類あり、初老期の認知症、脳血管障害など)により介護が必要であると認定されたかた

要介護認定

介護サービスを受けるには、「要介護認定申請」が必要です。

1. 申請

介護を必要とする本人や家族などが、市に要介護認定の申請をします。(地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者や介護保険施設に申請を代行してもらうことができます)

■申請受付窓口：市役所長寿課、比内・田代総合支所

2. 要介護認定

■1次判定

申請すると市の職員や市から委託された事業者が申請者の家庭や施設を訪問して、心身の状態などについて調査します。あわせて、掛かり付けの医師から主治医意見書を提出してもらい、その結果を全国一律の基準で一次判定を行います。

■2次判定

1次判定の結果をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で審査・判定を行います。

■認定

要介護度が決まります。認定通知は申請から原則30日以内

に通知されます。結果は非該当、要支援1・2、要介護1～5に分かれます。

【身体の状態による要介護度の例】

【要支援1】

日常生活上の基本動作は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。

【要支援2】

要支援1の状態より日常生活上の基本動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要。

【要介護1】

日常生活上の基本動作や身の回りの整理等で一部介助が必要。立ち上がりなどに支えが必要。

【要介護2】

食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。立ち上がりや歩行などが自力では困難。

【要介護3】

食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などで多くの介助が必要。立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自力でできないことがある。

【要介護4】

食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などで全面的な介助が必要。立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自力でできない。認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。

【要介護5】

日常生活の全般にわたって全面的な介助が必要。立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自力でできない。認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。

3. サービスの利用

要介護度が決まったら、サービスが始まります。要支援のかたは原則として施設サービスの給付はありません。在宅サービスを受けるかたは、介護サービス計画(ケアプラン)の作成が必要です。ケアプランの作成は居宅介護支援事業者が行います。要支援1・2の判定が出たかたは、ご自分の住んでいる地域を担当する地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成してもらうことになります。

お問い合わせ 福祉部長寿課 介護保険係 ☎43-7055

■ 利用できる介護サービス(介護予防サービス)

要介護1以上のかたは、「在宅サービス」か「施設サービス」を利用できます。要支援1・2のかたは「在宅サービス(介護予防)」のみの利用となり、「施設サービス」は利用できません。

訪問で受けられるサービス/通所して受けられるサービス

■訪問介護(介護予防訪問介護)

ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつの介助や日常生活の手助けを行います。

■訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

寝たきりのかたなどの家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

■訪問看護(介護予防訪問看護)

訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら病状を観察したり床ずれの手当てなどを行います。

■訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、リハビリテーションを行います。

■通所介護(介護予防通所介護)

デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴の提供や日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。

■通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションが受けられます。

■居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

短期入所して受けられるサービス(ショートステイ)

■短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)

特別養護老人ホーム等へ居宅の要介護者が短期入所し、日常生活上の世話や機能訓練サービスを受けることができます。

■短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

病院や介護老人保健施設等へ居宅の要介護者が短期間入所し、日常生活上の世話や基本的な医療サービスを受けることができます。

その他の在宅サービス

■地域密着型認知症対応型共同生活介護(地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護) = グループホーム

介護が必要な認知症の状態のかたが5~9人で共同生活を行い、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排せつなど日常生活の支援や訓練などを受けられます。

■特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所しているかたも、必要な介護サービスを受けられます。

■住宅改修費の支給(介護予防住宅改修費の支給)

家庭での手すりの取り付けや、段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します。手すりの取り付け・段差の解消・滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更・引き戸等への扉の取り替え・洋式便器等への便器の取り替え

■福祉用具の貸与(介護予防福祉用具の貸与)

車椅子やベッドなどの福祉用具を貸し出します。

■福祉用具購入費の支給(介護予防福祉用具購入費の支給)

排せつや入浴に使われる用具の購入費を支給します。腰掛け便座・自動排せつ処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分

施設に入所してのサービス

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難なかたが入所します。食事、入浴、排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。

■介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要なかたが入所します。医学管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。

■介護療養型医療施設(療養型病床群)

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とするかたのための、医療機関の病床です。医療、療養上の管理、看護などが受けられます。

お問い合わせ 福祉部長寿課 介護保険係 ☎43-7055

■高額介護サービス費

介護サービス費用が高額になったときは

利用者が同じ月内に受けた、在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担の合計(同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が、利用者負担の上限額を超えた場合、申請することで「高額介護サービス費」が支給されます。

■利用者負担の1カ月当たりの上限額

段階区分	利用者負担上限額(月額)
現役並み所得者がいる世帯のかた	44,400円(世帯)
世帯内に市民税課税者がいるかた	37,200円(世帯)
世帯全員が市民税非課税のかた	24,600円(世帯)
世帯全員が市民税非課税のかたの中で、 ・前年の合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下のかた ・高齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
・生活保護の受給者 ・利用者負担上限額を15,000円に減額することにより、生活保護の受給者とならないかた	15,000円(個人)

現役並み所得者とは…

65歳以上のかたで課税所得145万円以上のかた。ただし、次に該当する場合、その旨を市にあらかじめ申請することで利用者負担上限額が37,200円になります。

- ・同一世帯内に65歳以上のかたが1人の場合：収入が383万円未満
- ・同一世帯内に65歳以上のかたが2人以上いる場合：収入の合計額が520万円未満

※「課税所得」…収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の額をいいます。

■このような費用は対象となりません

- ・福祉用具購入費の利用者負担分
- ・支給限度額を超える利用者負担額
- ・住宅改修費の利用者負担分
- ・居住費(滞在費)、食費、日常生活費など

お問い合わせ 福祉部長寿課 介護保険係 ☎43-7055

「災害用伝言ダイヤル171」

災害で電話がつながりにくい状態になった時に利用できる伝言サービス。安否の確認や緊急連絡に便利です。

【使い方】

覚えておいて
171
にダイヤルする

伝言を録音する時は **1**

伝言を再生する時は **2**

連絡をとりたい人の電話番号
(000)000-0000

メッセージを話す

メッセージを聞く





福祉、介護

■ 食費・居住費等の負担限度額

介護保険施設やショートステイを利用する際には、施設サービス費用の1割または2割の利用者負担のほか、居住費(部屋代)・食費(食事代)の費用を負担していただきます。

■ 居住費・食費の目安(1日あたり)

利用者負担額は施設と利用者の契約により決まります。金額は施設により異なりますが、食事の提供や居住等に要する平均的な費用を勘案した額「基準費用額」が定められています。

基準費用額	居住費					食費
	ユニット型個室	ユニット型標準個室	従来型個室	多床室(特養等)	多床室(老健・療養等)	
	1,970円	1,640円	1,640円(1,150円)	840円	370円	

■ 低所得のかたには居住費・食費の負担限度額が設けられます

低所得のかたの施設利用が困難とならないように、居住費と食費の一定額以上は保険給付されます。申請により対象となるかたは、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

<対象となるかた>

いずれにも該当する場合、対象となります。

○ 所得要件

- ・ 利用者の属する世帯全員が市民税非課税
- ・ 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税

■ 保険料の決め方と納め方

介護保険制度は、40歳以上の皆さん(第1号被保険者[65歳以上のかた]・第2号被保険者[40歳から64歳のかた])に納めていただく保険料を財源として、運営されています。

段階	対象者	保険料率	年間保険料額(保険料月額)
第1段階	生活保護を受けているかた、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯のかた 本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額×0.4	30,024円(2,502円)
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下のかた	基準額×0.62	46,548円(3,879円)
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えるかた	基準額×0.67	50,304円(4,192円)
第4段階	本人が市民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下で、世帯内に市民税課税者がいるかた	基準額×0.94	70,572円(5,881円)
第5段階	本人が市民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、世帯内に市民税課税者がいるかた	基準額	75,072円(6,256円)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満のかた	基準額×1.28	96,096円(8,008円)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満のかた	基準額×1.35	101,352円(8,446円)
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満のかた	基準額×1.6	120,120円(10,010円)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上のかた	基準額×1.7	127,620円(10,635円)

■ 保険料の納め方

【特別徴収】老齢・退職年金、遺族年金、障害年金が月額1万5千円(年額18万円)以上のかたは、年金から天引きされます。

○ 資産要件

- ・ 利用者本人および配偶者の預貯金等の資産の合計が2千万円以下(配偶者がいない場合は1千万円以下)

○ 利用者負担段階(1日あたり)

段階	対象者	居住費				食費	
		ユニット型個室	ユニット型標準個室	従来型個室	多床室(特養等)		多床室(老健・療養等)
第1段階	生活保護の受給者						
	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給しているかた	820円	490円	490円(320円)	0円	0円	300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	820円	490円	490円(420円)	370円	370円	390円
	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	370円	650円

※()内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の金額です。

お問い合わせ 福祉部長寿課 介護保険係 ☎43-7055

第1号被保険者(65歳以上のかた)の保険料

■ 保険料の決め方

大館市の介護サービスの水準に応じて基準額が決まります。介護保険料は、当該年度初日を賦課期日とし(介護保険法第130条)、所得金額や市民税の課税状況などで算定され所得段階が決まります(同法施行令第38条)。

【普通徴収】老齢・退職年金、遺族年金、障害年金が月額1万5千円(年額18万円)未満のかた。

【こんなときは普通徴収になります】

- ・年度途中で第1号被保険者(65歳)となった場合
- ・年度途中で他の市町村から転入した場合
- ・年度途中で保険料の所得段階が変更となった場合
- ・年金の現況届の提出が遅れて、支給が一時的にでも差し止めになったり、年金担保貸付を受けたりした場合などがあります。

第2号被保険者(40歳から64歳のかた)の保険料

加入している医療保険の算定方法により、決まります。納め方は医療保険と一括して納めます。

お問い合わせ 福祉部長寿課 介護保険係 ☎43-7055

■ 家族介護用品支給券の利用

○家族介護用品支給券

介護認定で要介護4・5と認定された高齢者と同一世帯に属し、高齢者を介護している家族に、大館市が指定するお店で利用できるクーポン券を交付しています。世帯に属するかた全員が市民税非課税であることが条件となります。

◇月5,000円分の支給券(年額60,000円)

お問い合わせ 福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056



障害者の福祉

■ 手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたは、各種の支援サービスや優遇制度(手帳の種類や等級等の制限があります)を受けることができます。

障害の程度により異なりますが、主に以下の支援を受けることができます。

- 更生医療の給付
- 補装具の給付
- JR、航空、バス、タクシー運賃の割引
- タクシー券の交付
- 携帯電話料金の割引
- 有料道路通行料金の割引
- NHK受信料の免除
- 福祉医療制度
- 税の優遇措置
- 障害福祉サービス
- 地域生活支援事業

お問い合わせ 福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

■ 手当

重度の障害のため、日常生活で常時の介護を必要とするかたに対して支給される手当があります。

特別障害者手当

著しく重度の障害状態にあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅のかたに支給されます。対象となる障害の程度は、おおむね身体障害者手帳1・2級程度および療育手帳A程度の障害が重複しているかた、またはそれと同程度の疾病・精神障害のかたなどです。

ただし、次のかたは対象になりません。

- ・施設に入所しているかた
 - ・病院または診療所に3カ月以上継続して入院しているかた
- ※受給資格者本人、その配偶者および扶養義務者の所得制限があります。

障害児福祉手当

重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満のかたに支給されます。対象となる障害の程度は、おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度またはそれと同程度の疾病・精神障害のかたなどです。

ただし、次のかたは対象になりません。

- ・施設に入所しているかた
 - ・障害を理由とする公的年金を受給されているかた
- ※受給資格者本人とその扶養義務者等の所得制限があります。

ご相談・手続き 窓口 福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

■ 障害基礎年金

精神疾患・知的障害・身体障害などで、日常生活に支障をきたしている場合、①障害の状態、②年金保険料の納付要件、③年齢などの条件を満たしていれば、障害基礎年金が支給されることがあります。





福祉、介護

ご本人か、ご家族のかたに直接お話を伺いながら手続きを進めていきますので、障害基礎年金を申請する原因となる病気で、初めて病院に行った日(初診日)を病院で確認のうえ、お問い合わせください。

お問い合わせ 市民部保険課 年金係 ☎43-7043

■ 医療

障害(児)者医療費の助成

対象者

- ・身体障害者手帳(1級から3級)を交付されているかた
- ・身体障害者手帳(4級から6級)を交付されている65歳以上のかた
- ・療育手帳(A)を交付されているかた

※身体障害者手帳(4級から6級)を交付されている65歳以上のかたで社会保険の本人は、対象となりません。

所得制限

所得基準額を超えると福祉医療制度の対象となりません。

- ・身体障害者手帳(1級から3級)を交付されているかたで社会保険の本人
- ・身体障害者手帳(4級から6級)を交付されている65歳以上のかた

扶養親族等の数	本人所得基準額	配偶者・扶養義務者(同居の父母など)の所得基準額
0人	2,595,000円	7,287,000円
1人	2,975,000円	7,536,000円
2人	3,355,000円	7,749,000円
3人	3,735,000円	7,962,000円
4人	4,115,000円	8,175,000円
5人	4,495,000円	8,388,000円

申請

福祉医療制度は、受給資格があっても、申請しなければ適用となりません。

■申請に必要なもの

心身障害(児)者のかた本人の健康保険証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳

※転入したかたは、転入前の市町村の所得証明書が必要となる場合があります。

医療機関で受診するとき

健康保険証と福祉医療費受給者証を一緒に窓口で提示してください。医療費の自己負担分を助成します。ただし、健康保険が適用にならない治療、薬の容器代、入院時の食事代などは、助成の対象となりません。

県外の医療機関で受診したとき

福祉医療費受給者証が使えません。県外の医療機関で受診した場合は、いったん自己負担分を支払い、後日担当窓口申請してください。医療費の自己負担分を助成します。ただし、健康保険が適用にならない治療、薬の容器代、入院時の食事代などは、助成の対象となりません。

■申請に必要なもの

福祉医療費受給者証、健康保険証、領収書、印鑑、通帳

更新について

受給者証は自動更新となります。ただし、受給者証の有効期間が身体障害者手帳または療育手帳の再判定年月の末日までとなっている場合は自動更新となりません。この場合、新しい手帳が交付されたときに改めて受給者証の交付申請が必要となりますので、忘れずに手続きしてください。

引き続き該当となるかたには、有効期間の満了前に新しい受給者証をお送りします。

対象者に18歳未満の児童がいるときは

- ・身体障害者手帳(1級から2級程度)を交付されているかた
- ・療育手帳(A)を交付されているかた

これらの要件により心身障害(児)者医療費の助成に該当したかたに、18歳未満の児童(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童)がいる場合、母子・父子家庭の児童とみなして、児童が母子・父子家庭児童医療費の助成が受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

申請場所 市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046

比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094

田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ 市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046

■ 自立支援医療費、精神通院

統合失調症・うつ病・てんかんなどにより通院治療が必要と判断されたかたが対象となります。この制度の認定を受けることで、精神通院にかかる医療費が3割から1割に軽減されるほか、世帯の所得に応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。

申請には次のものが必要です

- 印鑑 ○申請書
- 医師の診断書(診断書の提出は2年に1度になりますが、初めて申請されるかたは必ず必要です)
- 「重度かつ継続」に関する意見書(高額治療継続者に該当するかたのみ必要です)。
- 保険証(同じ医療保険に加入しているかた、全員の保険証をお持ちください)。
- 前年の収入が分かるもの。障害年金等、税法上非課税の扱いになっている所得は、振り込み通知や通帳などをお持ちください。(無収入のかたは不要です。他市町村から大館市に転入されてくるときは、転入前の市区町村で発行した課税・非課税証明書をお持ちください)。

※継続更新申請のかたは、交付済みの受給者証もお持ちください。

申請場所 福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094

田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ 福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

■ 障害者の更生援護

身体障害者のかた、知的障害者のかたは、障害部位および等級に応じて次のような各種制度を利用することができます。

■ 更生医療費の給付

身体障害者のかたが、その治療をすることにより障害が少しでも軽減できるかたに給付されます。

■ 補装具の給付

身体障害者のかたが失われた機能を補うための用具(義手、義足、車いす、装具、杖、補聴器、眼鏡等)の交付、修理費用の支給を行っています。

■ 日常生活用具の給付

重度障害者の日常生活を容易にするために、必要な物品の給付、貸与の費用の支給を行っています。

■ 各種乗物の運賃割引証の交付

身体障害者手帳および療育手帳を持っているかたが、バス、タクシー、JR、航空機を利用される場合に割引を受けることができます。

■ 障害者有料道路割引

障害のあるかたが自ら運転する場合、または重度の障害者を乗せて介護するかたが運転する場合で、障害者本人もしくは生計をひとつにするかたおよび介護者が所有する自動車(営業車を除く)で有料道路を利用されるときに半額の割引を受けることができます。

お問い合わせ 福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052
比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

■ 障害者扶養共済制度

障害のあるかたを扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のあるかたに終身一定額の年金を支給するものです。

■ 加入要件

障害のあるかたを現に扶養している保護者のかたで、健康状態が良好で65歳未満であること

※障害のあるかたの範囲

- 1) 知的障害のかた
- 2) 身体障害者手帳の等級が、1～3級のかた
- 3) 精神または身体に永続的な障害のあるかたで、1) 2) のかたと同程度と認められるかた

お問い合わせ 福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

■ 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、身体・知的・精神に障害(発達障害含む)のあるかたとその家族の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、さまざまな相談に応じる身近な相談窓口です。

■ 相談窓口

基幹相談支援センター(泉町地域ふくしセンター1階)
泉町9番19号 ☎57-8212
相談受付日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時

■ 障害(困りごと)相談

障害により日常生活にお困りのかたのために、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)相談を受け付けています。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

■ 障害福祉サービス

①在宅で訪問を受けたり、施設に通所して利用するサービスと、②施設に入所して利用するサービスがあります。

■ サービス利用までの流れ

- ①相談 ……………相談員が相談に応じます
- ②申請 ……………申請書に記入し、市へ申請します
- ③調査 ……………障害の状況を聞き取り調査します
- ④審査・認定 ……………※障害程度区分が決まります
(原則18歳未満のかたは除かれます)
- ⑤サービス計画の聞き取り ……障害の状況に応じたサービス計画を立てます
- ⑥事業所と契約 ……………事業所とサービス契約を交わします
- ⑦サービスの利用開始 ……………サービス開始です

※障害者の状態により区分1から区分6までに分けられます。障害の軽い順に区分1から区分6となっています。この区分によって利用できるサービスが決まります。

■ 費用

原則として利用したサービス料金の1割が自己負担となっていますが、世帯の所得に応じて上限が決まられており、負担が重くならないようになっています。

相談窓口 福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

■ 心身障害者居室整備資金貸付制度

心身に障害のあるかた本人または同居している親族で、心身障害者のために自らが所有する居室等の増改築を必要とするかたに低利で資金をお貸しする制度です。

■ 対象者

身体障害者手帳1～4級または療育手帳(A)をお持ちのかた

■ 貸付条件

貸付限度額 150万円、利率年3%以内

償還期間 10年以内元利均等半年払い

お問い合わせ 福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

